

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時：平成27年7月28日（火） 午前10時00分～午前11時40分
場 所：岡山市町村振興センター 3階 岡山県後期高齢者医療広域連合事務所内会議室
出席委員：山口和秀・松島幸三・鈴木弘治
出席事務局職員：猶村事務局長・総務課 森川班長 湯浅主任 鈴木主任
業務課資格賦課班 今井班長

1 開会

【事務局長挨拶（猶村事務局長）】

おはようございます。暑いところお集まりいただきましてありがとうございます。

この審査会は、発足以来の会合という形になります。情報公開あるいは個人情報の公開に異議が出ていませんでしたので、この審査会を開催する機会がなかなかございませんでした。今回、番号法といいますかマイナンバー法の関係で審査していただく内容が出てまいりますので、お集まりいただきました。お忙しいところではございますが、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○自己紹介

（各委員、事務局職員）

【事務局】

それでは、情報公開条例施行規則第13条第1項により、「審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」となっておりますので、ここからの進行は山口会長をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

2 協議事項

（1）関係条例の改正について

【山口会長】

次第の2の協議事項（1） 岡山県後期高齢者医療広域連合関係条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料①をご覧ください。

平成27年2月定例会で一部改正をいたしました情報公開条例、個人情報保護条例について、簡単ではございますが説明をさせていただきたいと思えます。

平成27年2月9日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、先般、委員の皆様には改正案といたしまして2月定例会開会前に送付しておりますが、当該広域連合情報公開条例、個人情報保護条例の一部改正をさせていただいた資料になります。

案として送付した後、変更等はございません。一部改正に伴う内容につきまして、説明させていただきます。

まず、資料①情報公開条例についてですが、当該委員会に係る条文の改正につきましては、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の第15条第1項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る」、同条第2項第1号「情報公開及び個人情報保護制度に関する重要事項に関すること。」及び同条同項第2号「番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。」の条文を追加をいたしております。

なお、現在開催している審査会につきましては、条文を追加したことによって、審査会を開催した次第でございます。

続きまして、個人情報保護条例につきまして、資料②をご覧ください。

番号法の施行に伴い、条文の追加、その他所要の改正を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、「目的外利用の制限」、「提供の制限」、「特定個人情報の開示・訂正及び利用中止の請求についての請求権者の拡大と特定個人情報の利用中止請求の制限」、「利用中止請求事由の追加」、「開示に伴う費用の減免」です。

これらの条例が、2月定例会に一部改正として上程させていただいた案件です。番号制度導入、特定個人情報を保有するにあたっての改正でございます。

以上で、関係条例の改正についての説明を終わらせていただきます。

【山口会長】

資料の①②ですか。

【事務局】

そうです。資料の①②がただいま説明させていただいた条例の一部改正の資料となります。

【山口会長】

資料①②ですが、配ってもらったばかりですから、質問を出すのは難しいかもしれませんが、もし意見があれば出してください。持ち帰り、読んで質問がありましたらまた次回にしてもらっても結構です。

【鈴木委員】

わからないまま、ぼんやりとした質問になるんですけど、このマイナンバー法導入、施行に伴う必要条例等の改正についての指針的なものは自治体へ指示があったのですか。

【事務局】

いただいております。

【鈴木委員】

それに基づいて、直すべきところは直しましょうということですね。

【事務局】

そうです。導入までの間におこなうべき条例改正は、今現在この2つで、その改正を行ったと考えていただけたらいいかと思います。

【鈴木委員】

マイナンバー法の問題点とある程度の議論の中で見えてくるものについてはまた改めて必要な改正は行うのですか。

【事務局】

はい。

この条例に係る規則等がありますので、これから見直していかないといけない部分は今後でてくるかと思っています。

【松島委員】

この条例とこの審査会に関係があるのは資料②の第7条ですか。

【事務局】

そうです。審査会の所掌事務の内容を追加させていただいております。

【鈴木委員】

追加に伴い、審査会の開催回数はどれくらい増えてきますか。

【事務局】

全項目評価書が、30万人以上対象ということで、次の協議事項(2)の内容で説明をいたしますけれども、評価書の中で、重要な変更が新たに乘じた場合、全項目評価を再度実施しないといけないような修正が伴いましたら、また審査会を招集させていただくと思います。簡易的な修正であれば、広域連合で修正を行い、国の委員会へ提出しますので招集はありません。

【山口会長】

他にありますか。

資料を事前にいただいていたらよかったです。

【事務局】

平成27年2月定例会開会前に(案)として資料を送らせてもらっておりますが、文書での説明しかできていなかったため、簡単にではございますがこの度の審査会で説明をさせていただきました。

【山口会長】

続きまして、協議事項（２）特定個人情報保護評価書における第三者点検について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今回、番号法の施行に伴い、全項目評価書を広域連合で作成しております。全項目評価書につきましても、今年の６月、委員の皆さまには事前に案として資料を送付させていただきました。協議事項の（２）では、当該評価書が適切に作成されているか判断をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【山口会長】

資料はどれですか。

【事務局】

資料③から資料⑤です。

【山口会長】

それでは、資料③④⑤について説明を事務局よりお願いします。

【事務局】

失礼いたします。

それでは特定個人情報保護評価書における第三者点検について説明いたします。

資料③～資料⑤が、特定個人情報を利用、保有するために必要となる関係資料になります。

資料④、⑤の基礎項目評価書、全項目評価書につきましては、６月２６日付で委員の皆様へ配布をさせていただいた資料と同じものでございます。６月２６日に配布した際には、案として配布させていただきました。

今回、審査を行っていただく資料⑤の全項目評価書ですけれども、住民等の意見を考慮するために、平成２７年６月１５日から平成２７年７月１５日までの３０日間パブリックコメントを実施しており、内容の見直しが生じることが考えられましたので、案として送付をさせていただいておりましたが、住民等からの意見は特にございませんでしたので、送付以降の内容変更はございません。

資料③、資料④につきましては、審査会において点検を受ける資料ではなく、全項目評価書の第三者点検後、全項目評価書と併せて、国の審査会へ提出する資料となりますので、参考のため、添付しております。

では、資料⑤の全項目評価書につきまして、審査資料（審査の観点における主な考慮事項）に基づき点検を行っていただきたいと思いますと思いますが、審査委員の皆様よりご指摘、ご不明な点等がございましたらお願いいたします。

【山口会長】

この協議事項にある関係条例の改正についての資料①②、それから特定個人情報保護評価書における第三者点検についての資料③④⑤、これは今日ここで決めなければならないんですか。

もし時間的に余裕があれば、次回にさせていただけたらありがたいんですが。

【松島委員】

会長がおっしゃられているのは、何を審査してよいのかよくわからないということです。この資料⑤は、特定個人情報ファイルの概要とありますけれども、どこを見て審査すればよいのか。要は、この審査会で、一般に何をすればよいかかわからないのです。

【鈴木委員】

個人情報に関する指針があれば、それなりの判断ができるでしょう。

最終的に国の委員会へ全項目評価書を提出するために、全項目評価についての評価をこの場で行う。事務局案が資料⑤ですよということによろしいですか。

【事務局】

はい。審査資料についても事前に配布し、お手元にもお配りしております。

【鈴木委員】

この資料⑤に書いてある全てについて、何か問題点があれば発言してくださいということですか。

【事務局】

ここで重要になってくるのが、リスクについてです。特定個人情報を保有し、取扱いをするにあたり、このリスクに関して記載してる内容で賄えるのかどうか、対応できるかどうかというところを判断いただけたらと思います。

【鈴木委員】

全てを問われても何もわからないですね。このようなやり方をするのであれば、より委員さんを厳選すべきだと思うし、システムの構築についても技術的なことになると我々委員では理解できない。ある程度、制度そのものが広く定着した段階であればまた違ってくると思うのですが。

【松島委員】

資料⑤の全項目評価書で、特に重要な特定個人ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策。ここの内容をみていけば重視していけばよいですか。

【事務局】

はい。

【事務局】

それでは、こちらから当広域連合で作成した全項目評価書の具体的な内容を説明させて頂いてもよろしいでしょうか。資料⑤について、このようにリスク対策を行っているということで広域連合が行っている対策について説明します。業務課資格賦課班長お願いします。

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅲ-2 個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。」を説明。>

【事務局】

委員の皆様から意見がございましたら、お願いします。

【鈴木委員】

今まで、このような作業はしていなかったのですか。

【事務局】

今までの作業を明文化したものです。

【鈴木委員】

今までは問題なかったのですね。

【事務局】

そうです。

【松島委員】

私の意見として、リスク管理に配慮している印象ですね。

【鈴木委員】

市区町村という表現があるのですが、広域連合へは県内の自治体以外からも個人情報例えば東京都からくるということがあるのですね。

【事務局】

ないです。

【鈴木委員】

ないのですね。では市区町村という言い方を、各都道府県ごとの広域連合に合わせた言い方にしたら良いのではないですか。国の指針がこういう書き方になっているからですか。

【事務局】

（最後にまとめて回答。）

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅲ-3 特定個人情報の使用」を説明。>

【事務局】

特定個人情報の使用につきまして、意見はございますか。

【鈴木委員】

不正アクセスや不正使用は、不正事実に対する罰則的な規定を設けることで防げるのではないか。

【事務局】

罰則もあるのですが、広域連合では罰則規定を設けておりません。

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」を説明。>

【事務局】

以上が特定個人情報ファイルの取扱いの委託につきましての広域連合の管理体制の内容となっております。意見がありましたら、お願いいたします。

【松島委員】

実際問題として、委託先の取扱いが整備されているかどうかですね。

【事務局】

はい。

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワーク通じた提供を除く。）を説明。>

【事務局】

以上が市区町村との特定個人情報の提供及び移転に関する広域連合の取扱いとなっております。

【松島委員】

リスク1の具体的な方法という欄に書いてある当広域連合の文書管理規程をいただけますか。

【事務局】

はい。

本日の会議録を作成し、署名をお願いするので、その際、文書管理規程も同封させていただこうと思います。よろしいでしょうか。

【松島委員】

よろしいです。

【事務局（資格賦課班長）】

それでは、次に<Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続>ですが、こちらは特に接続されていないので、<Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去>に入らせていただきます。

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去」を説明。>

【松島委員】

消去はどうか。

【事務局】

消去手順については特に定めていません。消去を行っていません。

【松島委員】

消去はなかなか難しいですね。消去するものについては確認しないといけないし、あるいは消去してはいけないものを消去したらいけませんから、難しいですね。

<事務局（資格賦課班長）より資料⑤「Ⅳその他のリスク対策」を説明。>

【事務局】

最後の説明となりましたが、その他のリスク対策に関わる広域連合の取扱いとなります。意見があればお願いしたいと思います。

【審査委員】

(質問なし。)

【事務局】

よろしいでしょうか。これで事務局からの協議事項(2)全項目評価書における第三者点検を終了します。

委員の皆様からの指摘事項ですが、

<Ⅲ-3 個人情報の使用> 「不正アクセスや不正使用は、不正事実に対する罰則的な規定を設けることで防げるのではないか。」というご意見でしたが、当広域連合では罰則規定を定めていないため、取り入れることができません。情報セキュリティ対策基準等に基づき、対応していきます。

また、<Ⅲ-2 個人情報の入手>より、市区町村の表現の方法については、岡山市が政令指定都市で、区という言い方を取り入れているということで考えていただきたいと思います。

【事務局】

他に指摘・改善等箇所は、なかったでしょうか。

【鈴木委員】

自己評価している中で、「十分に行っている」とあったと思いますが、一般市民から見れば最高のリスク対策措置をとっていますということは、やって当然ではないかと。「特に力を入れている」という選択で良いのではじゃないかなという気がします。

【松島委員】

どう違いがあるのですか。

【事務局】

「十分行っている」という表現は、現段階ではとれる対策は取っているということでご理解いただければと思います。

【松島委員】

わかりました。

【事務局】

それでは、国に提出する資料⑤、全項目評価書につきましては、1点記載漏れがありましたので、こちらで記載いたしまして、資料③、④、⑤を提出させていただきます。
送付後は、公表することとなっております。

【山口会長】

その他に何もなければ3のその他になりますが、何かご意見はありますか。

【松島委員】

実質的に初めての審査でして、いろいろ不安を感じて私も会長と同じで混乱してしまったのですが、けれども、これからは前もって連絡などしていただいて、会長には詳しい資料で進行しやすいようにしていただければ、会全体がスムーズにいくと思いました。

【事務局】

分かりました。

今後の委員会開催にあたりましては、変更内容を新旧対照表等により分かりやすくし、議事進行がスムーズに行えるよう努めていきたいと考えております。

【山口会長】

ほかに特になければ、本日の情報公開・特定個人情報保護審査会を閉会することにしますがよろしいですか。

それではこれで閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

岡山県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会 会長 山口和秀

岡山県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会 委員 松島幸三

岡山県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会 委員 鈴木弘治